実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二日

日時　令和七年七月九日及び同月十三日（予備、同月十日及び同月十四日から同月十六日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年七月九日（予備、同月十日及び同月十一日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年七月八日及び同月九日（予備、同月十日）の毎日〇五〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年七月二日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年七月八日及び同月九日（予備、同月十日）の毎日〇五〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度九、一四四メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○近畿地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
野洲市小篠原字小女六八五一番一から栗東市大橋一丁目五六二番一地先まで	前 A	一〇・七六～一三五・五〇～一八・八九	二七・一四メートル～五〇・九五メートル	四・八〇四キロメートル～四・八四四キロメートル
	前 B	一〇・七六～一八・八九	二七・一四～四八・一五	四・八〇四～四・八一二
	前 C	一〇・七六～一八・八九	二七・一四～四八・一五	四・八〇四～四・八一二
	後 A	二五・〇八～四〇・二六	四七・六一～八六・五一	〇・五五九～〇・五五九
	後 B	二五・〇八～四〇・二六	四七・六一～八六・五一	〇・五五九～〇・五五九
	後 C	二五・〇八～四〇・二六	四七・六一～八六・五一	〇・五五九～〇・五五九

上記A、B及びCは、関係図面に表示する区分をいう。

栗東市大橋一丁目五六二番一地先から同市手原七丁目一七〇番一まで

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	栗東市大橋四丁目一〇九番五から同市手原七丁目一七〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月二日

○北海道開発局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月二日

北海道開発局長　遠藤　達哉

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　栗山都市計画道路事業三・四・八号新町通
三　事業施行期間　自令和七年七月二日至令和十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道夕張郡栗山町中央一丁目及び二丁目地内
使用の部分　なし